

**【緊急】【重要】**

**新型コロナウイルス感染症にかかる注意喚起（4月27日）**

**（夜間外出禁止措置の導入など）**

**【ポイント】**

- ブハリ大統領は27日午後8時（当地時間）、国民に向けて演説を行い、現在実施中の外出禁止措置に替えて、5月4日（月）から、国内全土を対象に、夜間外出禁止令（午後8時から翌午前6時まで）を実施するとともに、各州間の移動制限、公共の場でのマスク着用の義務化などを指示する旨発表しましたので、ご注意ください。
- ナイジェリア保健省及び疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、4月26日午後11時50分（当地時間）時点のナイジェリアにおける新型コロナウイルス感染例は合計1,273例に増加しています。
- 邦人の皆様におかれましては、引き続き、最新の情報を入手するとともに、感染予防に努めてください。

**【本文】**

**1 ブハリ大統領による夜間外出禁止令などの発表**

ブハリ大統領は27日午後8時（当地時間）、国民に向けて演説を行い、去る3月30日午後11時（当地時間）から実施されている、連邦首都圏区（FCT）、ラゴス州及びオグン州を対象とした外出禁止措置について、5月4日（月）から段階的に緩和していくことを承認する一方、同5月4日から国内全土を対象として、夜間外出禁止令（curfew、午後8時から翌午前6時まで）を実施すること（生活等に不可欠なサービスを除く）、各州間の移動制限を行うこと、公共の場での（in public）マスク着用を義務づけることなどの指示を発出しましたので、ご注意ください。

（ちなみに、現在実施中の外出禁止措置は5月4日まで有効です。）

当国に居住の邦人の皆様におかれましては、不要不急の外出を控え、ご自宅やホテル等での待機をお願いいたします。また、引き続きナイジェリア政府関連サイトや報道等を通じて、最新の情報を入手し、トラブルに巻き込まれないようご注意願います。

## 2 ナイジェリアにおける感染状況

ナイジェリア保健省及びナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）等によれば、ナイジェリアで確認された新型コロナウイルス感染例は4月26日午後11時50分（当地時間）時点で、合計1273例に増加しています（うち、死亡40例。）。

各州における感染状況は以下のとおりです。

ラゴス州： 731人

FCT： 141人

カノ州：	77人
オグン州：	35人
ゴンベ州：	35人
オシュン州：	34人
カツィナ州：	30人
ボルノ州：	30人
エド州：	25人
オヨ州：	21人
カドゥナ州：	15人
バウチ州：	14人
アクワ・イボム州：	12人
クワラ州：	11人
ソコト州：	10人
エキティ州：	8人
オンド州：	8人
デルタ州：	6人
リバーズ州：	6人
タラバ州：	6人
アビア州：	2人
エヌグ州：	2人

ナイジャー州：	2人	
ジガワ州：	2人	
ザムファラ州：	2人	
ベヌエ州：	1人	
アナンブラ州：	1人	
アダマワ州：	1人	
プラトー州：	1人	
イモ州：	1人	
バイエルサ州：	1人	
エボニー州：	1人	
ケッピ州：	1人	合計1, 273人

### 3 感染予防

ナイジェリア保健省やナイジェリア疾病予防管理センターは、日頃の感染予防が感染拡大を防ぐためには重要であるとして、以下の励行を呼びかけています。

- こまめに流水、石鹸を使った手洗いを励行する。水を利用できない時は除菌液（サニタイザー）を使用する。
- 咳をする際にはティッシュ等で口周りを覆う。ティッシュがない場合は、肘の内側で口周りを覆う。ティッシュ等は使用后すぐに適切に処分してください。ティッシュが手に入らない場合は、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。

- 咳やくしゃみなどの症状がある人物との濃厚接触を避ける。
- 人込みの多い場所を避ける。
- 他の人との間に距離をとる（約2メートル）

#### 4 情報収集

新型コロナウイルスに関する主な情報収集源を以下に例示します。

これらや報道などを通じて最新の情報を収集するようお願いします。

- ナイジェリア疾病予防管理センター（NCDC）ホームページ

<https://www.ncdc.gov.ng>

（学校向けガイダンス）

[https://ncdc.gov.ng/themes/common/docs/protocols/175\\_1583410399.pdf](https://ncdc.gov.ng/themes/common/docs/protocols/175_1583410399.pdf)

（自主隔離（self-isolate）に関するガイダンス）

<http://covid19.ncdc.gov.ng/resource/guideline/NCDC%20Self->

[Isolation%20Guideline%20for%20COVID19.pdf](http://covid19.ncdc.gov.ng/resource/guideline/NCDC%20Self-Isolation%20Guideline%20for%20COVID19.pdf)

- 外務省海外安全対策ホームページ（日本）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

- 厚生労働省ホームページ（日本）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

- 首相官邸（日本）

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

## 5 感染拡大に伴う各国の水際対策

感染拡大に伴い、感染者確認国からの入国制限措置等を実施している国もあり、また、航空会社によっては感染者確認国との間の路線について運航停止または減便等を行っている場合がありますので、海外渡航を予定している方は、経由国の選定を含め注意が必要です。

◎4月27日、日本において「水際対策強化に係る新たな措置」が決定されました。本件措置の主な点は以下リンク先のとおりです。日本への帰国等の際には、ご留意いただくとともに、最新の情報をご確認ください。

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2020C048.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2020C048.html)

◎外務省では、日本を含む感染者確認国からの入国制限措置や入国後の行動制限に関する各国措置や日本の水際対策をとりまとめ情報発信しています（海外安全ホームページ）。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

◎日本への入国の際の検疫・隔離等に関する情報（厚生労働省ウェブサイト）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

6 このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

○在ナイジェリア日本国大使館（領事班／医務班）

電話：090-6000-9019 または 090-6000-9099

※国外からは（国番号 234）90-6000-9019 または 90-6000-9099

夜間緊急連絡用電話：080-3629-0293

※国外からは（国番号 234）80-3629-0293

ホームページ：<http://www.ng.emb-japan.go.jp/j/>

電子メール：[visanigeria@la.mofa.go.jp](mailto:visanigeria@la.mofa.go.jp)

（了）